

〔対象〕
ふるさと水と土指導員，棚田保全活動を実施または計画している団体等

〔事業主体〕
県

〔概要〕
長野県ふるさと水と土指導員など，農村環境保全に関する実践的な活動をしている方による取組の相互の連携を図り，効果的な活動を促進することにより，農村地域の活性化を図るため，研修会を開催する。

〔現地研修会〕

- 〈場 所〉 棚田保全活動を実施している現地。
- 〈対象者〉 ふるさと水と土指導員，棚田保全活動を実施または計画している団体等。
- 〈内 容〉 先進地における棚田保全活動の事例報告。棚田保全に関する講演，グループ別意見交換。

ふるさと農村支援事業

都市と農村に住む双方の人々の交流を盛んにして，ゆとりある生活の実現や農村の活性化を図るため，地域の特色を生かした農村の保全・利活用の活動を支援する。

〔対象〕
棚田地域

〔事業主体〕
棚田保全活動を実施しようとする団体

〔概要〕
棚田地域において行う，棚田の保全・利活用を目的とした活動に対して支援する。

- (1) 保全活動計画づくり・活動計画作成・棚田保全手法の調査，研究等・棚田PR活動，イベント開催等
- (2) 保全活動の実施・管理用機器等の購入，リース・畦道・水路の補修資材等

〔補助金等〕
補助率 1 / 2 以内 (50万円限度)

野生鳥獣被害総合対策事業

近年の野生鳥獣による農作物被害は，農家の生産意欲の減退を招き，農林業者を含む地域住民への被害も深刻化している。このため，被害に対する地域の実情に合った総合的な対策を検討・実施することにより，集落における自律的な防除体制を構築する。

〔対象〕

農村地域

〔事業主体〕
事業内容による

〔概要〕

【集落リーダー育成】

県が集落リーダーを育成するため，地域ごとに研修会を開催する。

・研修会開催 予算額 310万円

【野生鳥獣被害対策】

市町村，農協，農業者が組織する団体等がおこなう集落の実状に合った野生鳥獣被害対策へ支援する。

・防護柵，電気柵等設置，予算額 2,700万円

〔補助金等〕

野生鳥獣被害対策施設設置にかかる費用の 1 / 2 以内

おらのむらづくり事業

「農の営み」を基本として，集落総参加により今後の集落の方向等について合意形成を行い，地域資源を活かして取り組み，遊休農地の活用，その集落にあった持続的な営農など，地域の課題を自ら考え解決し，集落の自律・活性化を図る。

〔対象〕

「集落どこでも農声部」が開催された集落，もしくは開催見込みの集落

〔事業主体〕

農業者を主体とした地域住民が組織する組織（むらづくり委員会等）

〔概要〕

- (1) 集落で合意形成を行い，集落の自律・活性化を目指す集落プランの策定（プラン作成のための検討会・先進地視察・ワークショップの開催など）
- (2) 地域にある資源（地域特産物，遊休農地，農村環境，人的資源，伝統・文化等）を有効に活用した集落活性化
- (3) 集落営農を目指した取り組み（その集落にあった営農の仕組みづくりを推進するための会議・研修・調査など）

〔補助金等〕

標準事業費 50万円

補助率 1 / 2 以内

補助金額 平成16年度：500万
平成17年度：1000万

〔摘要〕

事業実施 平成16年度：23地区
平成17年度：43地区

県営かんがい排水事業～農業用水が有する多面的な機能を維持・増進する～

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図るとともに、農業用水が有している親水機能や環境保全機能等の多面的な機能を増進する。

〔対象〕

農振農用地区域

〔事業主体〕

県

〔概要〕

実施期間：標準工期 7年
農業用排水施設の新設、廃止又は変更
(1) 受益面積 200ha以上
(2) 末端支配面積 100ha以上
(3) 生態系保全施設等の環境に配慮した工事ができる

〔補助金〕

補助率 国 1/2
県 1/4
地元 1/4

〔摘要〕

平成17年度採択は塩田地区の1件（上田市、丸子町）

中山間地域総合整備事業～ため池や水路などの農業用施設や生活環境の整備～

中山間地域における食料供給や農地の多面的機能の発揮のため、ため池や水路などの農業用施設の補修・改修と併せて集落道や防火水槽などの生活基盤の整備を行う。

〔対象〕

「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「特定農山村法」のいずれかの該当する地域を含む市町村において、「林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域」

〈一般型〉農用地の受益面積20ha以上

〈広域連携型〉農用地の受益面が複数の市町村をまたぐ

〔事業主体〕

県又は市町村（広域連携型の場合は県が主体となる）

〔概要〕

農村振興基本計画及び事業実施計画を策定

事業実施期間：6～7年間

- (1) 農業生産基盤整備事業（農業用排水路、ほ場、農道等の整備・改修・補修）
- (2) 農村生活環境基盤整備事業（農業集落道、防火施設、交通安全施設、活性化施設等の整備・改修・補修）
- (3) 交流基盤整備事業（情報基盤施設、市民農園等の整備・改修・補修）
- (4) 生態系保全施設等整備事業
- (5) 交換分合事業
- (6) 地域資源循環利用調整推進事業

〔補助金等〕

補助率 県営のばあいは：国55%，県30%，
団体営のばあいは：国55%，県0.5%

〔摘要〕

平成17年度採択は団体営2地区（中条村、松川村）
元気な地域づくり交付金（里地棚田・自然景観等の保全推進）～里地棚田保全整備～

森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全、里地棚田地域における簡易な農業生産基盤整備及び土地改良等の有する多面的機能の維持保全を図るために必要な施設等の整備。

〔対象〕

- (1) 土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされているか、又はなされることが確実な市町村に属する地域
- (2) 農業農村整備事業等基本要綱に基づく田園環境整備マスタープランにおける自然と共生する環境を創造する区域
- (3) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上
- (4) 農業生産基盤整備は、棚田地域等における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した土地改良施設の整備及び農地の簡易な整備を行うもので、受益面積1ha以上、受益農家戸数3戸以上

〔事業主体〕

都道府県・市町村・土地改良区

〔概要〕

- (1) 農業生産基盤整備：棚田地域等において、営農の継続を通じた多面的機能の維持を図るために必要な農道等の簡易な整備（農地の簡易な整備、農道、農業用排水路等）
- (2) 土地改良施設等保全整備：土地改良施設や農地の多面的機能を維持するための保全整備（施設の補修、生

態系保全施設、簡易な生活環境施設整備)

- (3) 保全活動基盤整備：地域住民等の維持管理活動の活性化が図られるような周辺の環境整備（保全活動準備休憩施設等）耕作放棄地を利活用するための用地整備

〔補助金等〕

補助率は 県営のばあい：国55%，県30%
団体営のばあい：国55%，県0.5%

〔摘要〕

平成17年度の採択はない

元気な地域づくり交付金（農業生産の基盤の整備）～田園自然環境保全～

多様な生態系や美しい景観等の農業・農村の持つ多面的機能の十全な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を実施。

〔対象〕

- (1) 農業農村整備事業等基本要綱に基づく田園環境整備マスタープランにおける自然と共生する環境を創造する区域
- (2) 地域住民等による土地改良施設等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること
- (3) 環境創造型整備を行うものであること

〔事業主体〕

都道府県・市町村・土地改良区・農業協同組合・公社（地方公共団体が出資する法人）・農業者等の組織する団体

〔概要〕

- (1) 環境創造型整備（生態系保全施設・景観保全施設）
- (2) 地域資源保全整備（土地改良施設保全・農地保全・農業生産基盤・生活環境基盤施設）
- (3) 地域住民活動促進環境整備（交流活動基盤施設・土地改良施設等周辺環境）

〔補助金等〕

補助率は 県営のばあい：国50（55）% 県未定，
団体営のばあい：国50（55）% 県0.5%
※補助率の国の（ ）内は、過疎、山村振興地域、特別農山村

〔摘要〕

平成17年度新規採択は団体営1地区（保福寺町：松本市）

ため池等整備事業～ため池や水路などの農業用施設の保全、整備～

築造後の自然的、社会的状況の変化に対応し、災害を未然に防止するために、早急に整備を要するため池や井堰などの農業用排水施設の改修を行う。また、ため池などを保全することにより、同時に自然や水辺空間などの多面的機能が維持され、国土と環境の保全に役立つ。

〔対象〕

台風や梅雨等の豪雨により災害発生の危険がある、ため池や山腹水路

〔事業主体〕

県又は市町村

〔概要〕

- ①ため池に係わる次の事業（堤体の漏水防止、断面補強・洪水吐の改修、補強・取水施設の付け替え・ため池の浚渫（単独実施は不可）・土砂溜堰堤・ため池の廃止・付帯施設、管理施設の整備）
- ②用排水路等に係わる次の事業（頭首工の整備・樋門の整備・用排水機場の整備・水路）
- ③ため池などの改修に併せて行う次の事業（利活用保全整備〔親水施設、生態系保全施設、防災用水機能追加等〕）

〔補助金等〕

補助率 県営のばあい：国50～55%，県15～30%，
団体営のばあい：国55%，県0.5%

〔摘要〕

平成17年度採択は県営3地区、団体営3地区

中山間地域総合農地防災事業～ため池や水路などの農業用施設の保全、整備～

中山間地域において、農地・農業用施設の災害を未然に防止し、併せて農業農村が有する国土・自然環境保全機能の維持向上を図るために、ため池や水路などの農業用施設の整備に併せ、農用地の保全に必要な土留工等の整備を行う。

〔対象〕

以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「特定農山村法」のいずれかの該当する地域を含む市町村で、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合
 - (ア) 傾斜度1/20以上の水田面積が、当該市町村の全水田面積の50%以上を占める
 - (イ) 傾斜度8度以上の畑面積が、当該市町村の全畑面積の50%以上を占める
 - (ウ) 地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存する。

(2) 合計受益面積10ha以上

〔事業主体〕

県又は市町村

〔概要〕

次の事業で、総合的に2工種以上で実施

- ① 農業用ため池，農業用排水施設，廃止又は改修
- ② 農用地保全上必要な土留工，その他施設の新設，廃止又は改修
- ③ 農用地保全上必要な整地工，暗渠排水，排水施設
- ④ 国土保全機能持続上必要な沈砂池，遊水池等，浸食防止畦畔
- ⑤ ①～④で整備された施設を管理するための管理用道路等の新設又は改修

〔補助金等〕

補助率は 県営のばあい：国 55%，県 30%，
団体営のばあい：国 55%，県 0.5%

〔摘要〕

平成17年度採択なし

県単農業農村整備事業 ～中山間地域活性化基盤整備事業～

特定農山村地域等における農業農村基盤整備事業で、団体営規模に達しない小規模なものについて、農業振興に意欲ある地区を対象に、定住化の促進、国土保全及び水資源保全等公益的機能の維持保全に資する。

〔対象〕

特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域

〔事業主体〕

土地改良区，農業協同組合，その他知事が認める団体

〔概要〕

実施期間：単年度

- ① 農業用排水施設整備事業（・受益面積が概ね3ha以上・農業用排水施設の新設，補修等・生態系保全施設等の環境に配慮した工事・本体工事に付帯する修景施設）
- ② 荒廃農地利活用事業（・受益面積が概ね0.2ha以上・荒廃農地を有効に利活用するために必要な整備・荒廃化を未然に防止するために必要な区画整理）
- ③ ほ場整備事業（・受益面積が概ね2ha以上・農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある工事を一体的に行う工事）

〔補助金等〕

補助率 60%以内（現在は40%で運用）

事業費 概ね300万円以上

〔摘要〕

平成17年度採択1地区 奈良井（白馬村）

○林務部

絆の森整備事業～市民参加の里山林等の整備・野生生物の生息環境の保全～

市民と協働による森林整備の推進や野生生物との共存のための森林生態系の保全等、「森林と人との共生」を重視する森林の整備を推進する。

〔対象〕

市町村森林整備計画において、「森林と人との共生」を重視すべき森林と位置づけられた森林

〔事業主体〕

県林務部・市町村・市民との協働

〔概要〕

内容としては、森林整備，林床整備，植栽，付帯施設等の整備などからなる。事業区分としては

- (1) 市民参加型森林整備は里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を促進する事業で、「行政支援タイプ」，「市民主導タイプ」，「市民開放タイプ」に分けられる
- (2) 野生生物共生林整備は野生生物の生息・生育環境の保全，移動経路の確保を図るための森林造成からなる〈面積要件等〉1施行地0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林

〔補助金等〕

補助率

森林整備＝標準経費の7/10（国5/10，県2/10）
作業路開設 標準単価×補助率（7/10）など

郷土のみどり再生支援事業～広葉樹の植栽への支援～

針葉樹主体の画一的森林から広葉樹が適度に混交した多様な森林への転換を推進するため，森林所有者等が行なう広葉樹の植栽を支援する。

〔対象〕

集落周辺等の里山林（集落周辺等から水平距離で概ね700m以内）

〔事業主体〕

地方公共団体（市町村を除く），森林組合，林業公社，市町村と協定を締結した森林所有者，特定非営利法人等

〔概要〕

森林所有者等が行う公共造林事業による広葉樹植栽に対して、苗木代に係る補助残（所有者負担分）を助成する。

〔補助金等〕

補助金額＝（造林用苗木生産者標準価格による広葉樹苗木代）－（補助事業により交付される苗木代に係る補助金額）
樹種とha当りの補助金額が設定されている

森林所有者施策実行奨励事業～森林所有者自らが行なう森林整備の支援～

所有規模の零細な里山林の整備を推進するため、所有者自らが行なう森林整備を支援するとともに、森林所有者の意欲の喚起を図る。集落周辺等の里山林（集落周辺等から水平距離で概ね700m以内）。

〔対象〕

市町村と協定を締結した個人の森林所有者

〔概要〕

計画期間は5年間（市町村森林整備事業計画）で内容は「間伐・枝打ち」、「無立木地に対する造林」からなる森林整備。事業体系としては、
① 補助事業の実行申し込み（森林所有者から市町村）
② 協定締結（森林所有者と市町村間）
③ NPO法人等を介した協働実施からなり、
◎ 森林所有者からの補助金交付申請をうけて、地方事務所から補助金の交付が行なわれる

集落で支える里山整備支援事業～里山の共同作業や歩道整備、つる切りへの支援～

里山の整備と利用を推進するため、集落の共同作業で行なう間伐、間伐材を利用した歩道整備、つる切りに対して支援する。

〔対象〕

集落周辺等の里山林（集落周辺等から水平距離で概ね700m以内）

〔事業主体〕

共有林管理者、市町村、森林組合、森林整備法人、森林所有者等

〔概要〕

(1) 地域共同管理支援事業（間伐；対象年齢3～12歳級、施行面積は0.1ha以上かつ1事業主体0.5ha以上、間伐率は概ね30%以上）

(2) 間伐材利用の歩道整備
(3) 森林整備をする予定のある森林を対象としたつる切り

〔補助金等〕

地域共同管理支援事業では補助率
＝標準単価による査定経費の4/10（国3/10、県1/10）、
間伐材利用の歩道整備では補助率
＝標準単価による査定経費の4/10、
つる切りでは補助率
＝標準単価の3/10

未来にひきつぐ「郷土の森林」整備事業～市町村と集落の連携による身近な森林の整備と活用～

市町村と地域の集落が一体となって、身近な森林の整備と森林空間の多様な活用を図るため「郷土の森林」を整備する。

〔対象〕

生活に身近な森林で、集团的・計画的な森林整備が可能な集落を単位として概ね200haの区域を設定し（郷土の森林）、かつ次の要件を考慮した地域
(1) 県民や長野県への来訪者から見えやすい森林
(2) 都市住民との交流やボランティア参加による森林整備が可能な森林
(3) 保険休養地、保養所、病院、公園、小中学校等の周辺とそこに至る道路沿線で森林空間の多様な活用が可能な森林

〔事業主体〕

市町村

〔概要〕

以下の事業の集中投資により3年間にわたって整備をはかる
(1) 郷土の森林整備事業（協議会開催）
(2) 間伐対策事業（県単）
(3) 公共造林事業
(4) その他事業
以上いずれも1～3年間実施

〔補助金等〕

協議会開催等（ソフト事業）の補助率1/2

〔摘要〕

対象市町村数50市町村（「郷土の森林」を設定した市町村）平成16年度、17年度はソフト事業のみ

森林整備保全重点地域特別対策事業～森林整備保全重点

地域で行なう公的森林整備～

「長野県ふるさとの森林づくり条例」により指定された森林整備保全重点地域において、県と市町村が協力して、森林所有者負担のない森林整備することにより、森林の公益的機能の高度発揮を図る。

〔対象〕

（平成16年長野県条例第40号）第19条第1項の規定により指定された森林整備保全重点地域の森林であり、以下の条件をすべて満たす森林

- (1) 森林所有者による整備が期待できない森林
- (2) 森林所有者と市町村長が「森林整備保全重点地域協定」を締結した森林
- (3) 団地的なまとまりがあり、整備する面積が2ha以上の森林

〔事業主体〕

地方公共団体、森林整備法人、森林組合、森林施業計画の認定を受けた者（施業計画作成主体）、市町村と森林整備に関する協定を締結したNPO

〔概要〕

1. 事業内容

- (1) 除・間伐事業の間伐（林床整理伐及び除伐の同時実施を含む）
 - (2) 機能増進保育事業の抜き伐り（かん木類除去の同時実施を含む）
2. 採択基準では、原則として県営林、市町村有林、財産区有林、林業公社分収林、保安林を除く
3. 森林整備保全重点地域協定として、市町村と森林所有者が30年間の協定を締結

条件としては

- ① 森林所有者は、協定締結後善良な森林管理に努める
- ② 協定締結期間は、森林以外への転用及び間伐を禁止する

〔補助金等〕

補助金額＝森林造成事業補助金額＋（事業に要する経費－森林造成事業補助金額）／2

公的里山機能強化整備事業～手入れの遅れた里山林の公的整備～

早急に整備が必要な里山の森林について、県と市町村が協力して整備することにより、里山の機能回復を図る。

〔対象〕

整備する森林面積が1ha以上の団地的なまとまりがあり、森林所有者と市町村長が「里山機能強化整備協定」を締結した次のいずれかに該当する里山の森林

- (1) 不在村所有や小規模所有により、手入れの遅れた森

林

- (2) 集落に隣接し、地域住民の活動の場となりうる森林
- (3) 主要道路沿線や共施設に隣接した森林
- (4) 景観上重要な森林

〔事業主体〕

地方公共団体、森林整備法人、森林組合、森林施業計画の認定を受けた者（施業計画作成主体）、市町村と森林整備に関する協定を締結したNPO

〔概要〕

1. 事業内容

- (1) 除・間伐事業の間伐（林床整理伐及び除伐の同時実施を含む）
 - (2) 機能増進保育事業の抜き伐り（かん木類除去の同時実施を含む）
2. 採択基準では、原則として県営林、市町村有林、財産区有林、林業公社分収林、保安林を除く
3. 里山機能強化整備協定として市町村と森林所有者が30年間の協定を締結

条件としては

- ① 森林所有者は、協定締結後善良な森林管理に努める
- ② 協定締結期間は、森林以外への転用及び間伐を禁止する

〔補助金等〕

森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の国庫補助金額＋（事業に要する経費－森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の国庫補助金額）／2

森林の里親促進事業

県が情報提供し、地域と企業の仲介をはかり、地域と企業の協働による健全な森林づくりを目指す。

〔対象〕

地域の財産区有林、民有林、市町村有林など

〔事業主体〕

市町村、財産区、企業

〔概要〕

- (1) 事業の契約形態や、事業での取り組み内容は企業と地元との合意のもとに決定する（したがって一件ずつ内容は異なる）
- (2) 企業への斡旋や情報提供に始まり、企業と地元のニーズの調整、契約締結後のフォローアップまで、県が責任をもって仲介する

主な内容では、

- ① 除伐・間伐
- ② 枝打ち

- ③ 下刈り
- ④ 林業体験
- ⑤ 歩道整備
- ⑥ 山村ふれあい体験
- ⑦ 植樹活動 など

〔補助金等〕

平成15年度から開始し、平成17年度8月時点で12件の実績

○生活環境部

希少野生動植物保護対策事業

県希少野生動植物保護条例にもとづき、指定希少野生動植物等の選定を行なうとともに、監視などの保護活動を県民主体により推進する。

〔対象〕

県下全域

〔事業主体〕

県、県民、NPO等との連携

〔概要〕

- (1) 特に保護の必要がある無脊椎動物種の指定
- (2) 野生動植物保護団体の活動や監視員の報告などのデータをもとに、具体的な保護回復事業の検討を行い、希少野生動植物の保護を図る

〔補助金等〕

- (1) 無脊椎動物指定のための委員会開催
- (2) 希少野生動植物保護監視員の委嘱
- (3) 保護回復事業計画の検討で、平成17年度は総額133万円

〔摘要〕

保護が必要とされる希少野生動植物には、里山を生息地とする種が多い

アレチウリ対策の実施

県内河川周辺で急速に繁殖拡大しているアレチウリの駆除など、外来種対策をすすめる。

〔対象〕

県下のアレチウリの繁殖地

〔事業主体〕

県、県民、企業、市町村、NPO等との協働

〔概要〕

- (1) アレチウリの分布情報の発信
- (2) アレチウリ駆除研修の実施（県下2地区）
- (3) 全県統一行動日の設定（7月31日）
- (4) 駆除活動の実践

〔補助金等〕

ゼロ予算事業